

第1章 目 的

第1条

本規程は、この法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである。

第2章 事 務 局

第2条

専務理事は、事務局の統轄、管理にあたる。

第3条

総会および理事会の議事録は、総務委員会がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。ただし、総務委員会以外の委員会が指名された場合にはこの限りではない。

第4条

事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- | | |
|---|---------|
| (1) この法人の定款ならびに諸規程 | (永久保存) |
| (2) 総会および理事会の議事録 | (永久保存) |
| (3) 会員名簿 | (永久保存) |
| (4) この法人内部の文書 | (5年間保存) |
| (5) 公益社団法人日本青年会議所および各地青年会議所関係の文書綴 | (1年間保存) |
| (6) 会報綴 | (永久保存) |
| (7) 受発信簿 | (1年間保存) |
| (8) 許可、認可等に関する書類 | (永久保存) |
| (9) 登記に関する書類 | (5年間保存) |
| (10) 理事の氏名住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類 | (5年間保存) |
| (11) 知事が当該法人を監督するために発した書類 | (1年間保存) |
| (12) 前項に属さない文書 | (1年間保存) |

第5条

総務委員会は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会 計 経 理

第6条

この法人の会計に用いる諸帳簿は、次の各号の通りとする。

- (1) 帳 簿
(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 決算書類および諸表
(貸借対照表、収支決算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)

(3) 伝 票

(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第 7 条

金銭の出納は、財務を担当する理事が責任管理し次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については、発行した領収書控
- (2) 支出については、受領した受領書
- (3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払明細書

第 8 条

この法人の会計を処理するために財務を担当する理事を 1 名設ける。

第 9 条

出納は、つとめて銀行の普通および当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

第 10 条

予算の執行にあたっては、計画を綿密にたてて、冗費をはぶき効果的に運用することに努め、財務担当理事の署名捺印を持って理事会に提出し承認を得て執行する。

2. 単位事業が完了したときは、速やかに計算書証書および関係書類を揃え捺印の上、財務を担当する理事の署名捺印を持って理事会に提出し承認を得なければならない。

第 11 条

財務を担当する理事は、決算に当たって前払い費用、未収金、未払金等を整理し、仮払い勘定は、原則としてそれぞれ担当の科目に振り替え、関係帳簿を照合、かつ整理し銀行預金高証明等証拠書類を整えなければならない。

第 12 条

会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 決算書類 | (永久保存) |
| (2) その他会計書類 | (5 年間保存) |

第 13 条

この法人が団体加入した外部団体の会費及び公益社団法人日本青年会議所、関東地区協議会、埼玉ブロック協議会に特に課する予算以外の経費はこれを負担金とみなし、理事会の承認を得て、会員はこれを公平に分担するものとする。

第 4 章 慶 弔

第 14 条

会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金もしくは記念品を贈る。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 正会員 | |
| ①会員の結婚 | 10,000 円 |
| ②会員の死亡 | 10,000 円及び花環もしくは生花 |
| ③会員の長期にわたる傷病(2 週間以上の入院) | 5,000 円 |

④会員の配偶者	5,000 円及び花環もしくは生花
⑤会員の両親及び子女の死亡	5,000 円及び花環もしくは生花
(2) 特別会員	
①会員の死亡	10,000 円及び花環もしくは生花

以上のほか、理事長がこれを必要と認めたとき。

第 5 章 旅費交通費

第 15 条

この法人の用務を似って理事会より依頼又は承認を受けて出張した場合は理事会の決定により、旅費交通費を支給することができる。

第 6 章 細 則

第 16 条

本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

第 17 条

本規程の改正は理事会に於いて行う。

附 則

本改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。

昭和 49 年 1 月 11 日施行

昭和 56 年 8 月 1 日施行

平成 元 年 9 月 28 日施行

平成 12 年 8 月 23 日施行